

茨城県保育所設置認可等要綱

第1 趣旨

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号。以下「条例」という。）、その他の法令に定めるもののほか、県内の保育所の設置認可等に当たって必要な手続等を定め、もって県内の保育所の適正配置その他当該保育所の事業の健全なる進展を図るものである。

第2 保育所設置認可の方針

- 1 保育所の設置に当たっては、県が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第62条に基づき定めた計画及び市町村が支援法第61条に基づき定めた計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）に適合することを原則とするものとする。
- 2 保育所の計画承認及び設置認可の申請があった場合は、市町村子ども・子育て支援事業計画に適合することを確認するため、当該保育所が設置する予定の市町村に対し、保育所の設置認可に関する意見書の提出を求めることとする。

第3 保育所設置認可申請に係る審査等

1 審査の基準

(1) 定員

保育所の定員は、20人以上であること。

(2) 社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、条例で定める基準（保育所に係るものに限る。以下「最低基準」という。）に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項第4号に掲げられた基準によって審査を行う。

(3) 社会福祉法人又は学校法人以外の者による設置認可申請

社会福祉法人又は学校法人以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、最低基準に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項各号に掲げられた基準によって審査を行う。なお、その際の基準については、以下のとおりとする。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の（ア）及び（イ）のいずれも満たすものをいうこと。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、（ウ）も満たすこと。

（ア）原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に定められた要件を満たしている場合には、この限りでない。

（イ）保育所の当初の運営資金として、当該保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。

（ウ）直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、以下の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいうこと。

（ア）実務を担当する幹部職員は、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

（イ）社会福祉事業について学識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

（ウ）経営担当役員者に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

2 認可の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、次の条件を付するものとする。

- (1) 最低基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- (4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める経理区分ごとに、第12号様式の積立金・積立資産明細表を作成すること。
なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び第13号様式の借入金明細書、及び第14号様式の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (5) 毎会計年度終了後3月以内に、第1号様式による保育所を経営する事業に係る現況報告書に、次に掲げる書類を添付して、知事に対して2通提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表
 - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - ウ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書
ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における第12号様式の積立金・積立資産明細書
また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、第13号様式の借入金明細書、第14号様式の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
- (6) 保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができること。
- (7) (6)の命令を受けた当該保育所がこれに従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあること。
- (8) (7)の命令を受けた当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正

を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

第4 保育所設置の認可申請等

1 保育所設置の認可申請

(1) 計画承認申請書の提出

施設及び設備の整備を行い保育所を設置しようとする者は、様式第2号による申請書を、別に定める日までに施設を設置しようとする市町村を経由して2通（正本及び副本）提出しなければならない。

なお、申請書を受け付けた市町村は、申請内容を確認のうえ、当該申請書に意見書を添えて知事へ提出すること。

(2) 認可申請書の提出

法第35条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第37条第2項及び第3項の規定により、保育所の設置の認可を受けようとする者は、別に定める日までに第3号様式による認可申請書を、施設を設置しようとする市町村を経由して知事に3通（正本1，副本2）提出しなければならない。

なお、申請書を受け付けた市町村は、申請内容を確認のうえ、当該申請書に意見書を添えて知事へ提出すること。

2 保育所設置の届出

法第35条第3項及び規則第37条第1項の規定により、保育所を設置しようとする市町村は、あらかじめ第4号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

3 公私連携型保育所の設置の届出

法第56条の8第3項の規定により、公私連携型保育所を設置しようとする者は、あらかじめ第5号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

4 保育所の廃止又は休止の承認申請

法第35条第12項及び規則第38条第2項の規定により、保育所を廃止又は休止しようとする者は、その廃止又は休止の日の3月前までに、第6号様式による申請書を施設の所在する市町村を経由して知事に提出しなければならない。

なお、申請書を受け付けた市町村は、申請内容を確認のうえ、当該申請書に意見書を添えて知事へ提出すること。

5 保育所の廃止又は休止の届出

法第35条第11項及び規則第38条第1項の規定により、保育所を廃止又は休止しようとする市町村は、その廃止又は休止の日の3月前までに、第7号様式による届

出書を知事に提出しなければならない。

第5 内容変更の届出

保育所の設置者は、次の表の左欄に記載する事項を変更しようとする場合、あるいは変更した場合には、同表の中欄に記載する時期までに、同表の右欄に記載する様式による届出書を知事に提出しなければならない。

なお、市町村以外の者が設置する保育所については、当該保育所の設置市町村へ提出を行い、市町村は、変更内容を確認の上、知事へ提出すること。

事項	提出期限	届出書様式
名称及び位置	変更後1月以内	第8号様式
設置法人の名称、所在地及び代表者	変更後1月以内	第8号様式
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	あらかじめ	第9号様式
運営の方法（事業の運営についての重要事項に関する規程）	あらかじめ	第10号様式
経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴	あらかじめ	第11号様式

第6 既設の保育所に対する指導

この要綱の施行前既に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の者については、第3の2（1）から（5）までに掲げる基準を満たすよう指導するものとする。

第7 施行期日

この要綱は、平成13年1月31日から施行する。

この要綱は、平成23年3月9日から施行する。

この要綱は、平成23年11月2日から施行する。

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

この要綱は、平成27年8月5日から施行する。

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

この要綱は、令和6年11月5日から施行する。